

広島県告示第五百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	新	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
	旧					
北広島病院	医療法人明和会益田病院	山県郡北広島町壬生四三二―四	精神通院医療	内科・小児科	益田正美	平成二〇年四月一日
安芸太田病院	安芸太田町加計病院	山県郡安芸太田町大字下殿河内二三六	精神通院医療	精神科・神経科	小山田孝裕	平成二〇年四月一日